

○ 招 集 告 示

蓮白衛組告示第2号

平成25年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会（3月）を次のとおり招集する。

平成25年3月18日

蓮田白岡衛生組合

管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成25年3月25日（月）午後2時30分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成25年第1回定例会 会期 3月25日 1日間

応招議員（11名）

1番	勝 浦	敦 議員	2番	仲 丸	教 子 議員
3番	黒 須 大 一 郎	議員	4番	高 木	隆 三 議員
5番	本 橋	稔 議員	6番	成 田	能 祥 議員
7番	大 高	馨 議員	8番	小 山	由 利 江 議員
9番	興	淳 明 議員	11番	伊 勢 谷	憲 一 議員
12番	山 口	浩 治 議員			

不応招議員（1名）

10番 遠 藤 誠 議員

平成25年第1回(3月)蓮田白岡衛生組合議会(定例会)会議録

平成25年3月25日(月曜日)

議事日程(第1号)

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第5号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第4号の内容説明
- 22 議案第4号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第5号の内容説明
- 26 議案第5号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

29 副管理者のあいさつ

30 閉 会

午後2時30分開会

出席議員（11名）

1番	勝	浦	敦	議員	2番	仲	丸	教	子	議員		
3番	黒	須	大	一郎	議員	4番	高	木	隆	三	議員	
5番	本	橋	稔	議員	6番	成	田	能	祥	議員		
7番	大	高	馨	議員	8番	小	山	由	利	江	議員	
9番	興		淳	明	議員	11番	伊	勢	谷	憲	一	議員
12番	山	口	浩	治	議員							

欠席議員（1名）

10番 遠 藤 誠 議員

議長より出席要求者

関	口	隆	久	蓮	田	市	斉	藤	俊	治	白	岡	市
				み	ど	り					環	境	課
				環	境	課					長		長

説明のための出席者

中	野	和	信	管	理	者	小	島	卓	副	管	理	者				
大	竹	藤	男	会	計	者	田	口	嘉	章	事	務	局	長			
				管	理	者											
山	崎	喜	紀	庶	務	課	黒	崎	晃	廃	棄	物	対	策	課	長	
				長						策	課	長					
小	林	秀	之	リ	サ	イ	斉	藤	晃	施	設	課	長				
				ク	ル	推				設	課	長					
				進	課	長											

事務局職員出席者

書	記	関	口	義	明	書	記	新	井	僚	二
書	記	藤	井	勇	年	書	記	高	橋	利	男
書	記	中	太	裕	司	書	記	田	口	秀	樹

◇

◎開会の宣告

(午後2時30分)

○高木隆三議長 皆さん、こんにちは。竣工式に引き続きご苦労さまでございます。

開会前に申し上げます。本日遠藤誠議員より欠席届が出されておりますので、ご報告いたします。

3月定例議会のご案内を申し上げましたところ、年度末大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

5番 本 橋 稔 議員

6番 成 田 能 祥 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月25日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

◇

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

◇

◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読いたさせます。

田口事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

◇

◎議案第1号～議案第5号の一括上程

○高木隆三議長 議案第1号ないし議案第5号を本定例会に上程いたします。

◇

◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、こんにちは。高木議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げます。

本日は、平成25年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに、まずもって厚く御礼申し上げる次第であります。また、議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。日ごろ両市をはじめ組合進展のため、皆様には多大なるご尽力を賜っておりますことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、規約関係が2件、条例制定が1件、予算関係が2件でございます。

初めに、議案第1号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につきましてご説明いたします。埼玉縣市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、提案するものであります。

次に、議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更につきましてご説明申し上げます。平成25年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、提案するものであります。

次に、議案第3号 蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例につきましてご説明申し上げます。この条例は、蓮田白岡衛生組合の施設整備に必要な財源を確保し、もって組合財政の健全な運営に資するため、施設整備基金を設置したいので、提案するものであります。

次に、議案第4号 平成24年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,261万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,665万1,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、リサイクルプラザ併設型ストックヤード建設工事の費用が確定したので、地方債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入につきましては、収入見込みがほぼ確定したことに伴い、負担金及び手数料につきましては減額補正を行い、国庫支出金並びに組合債につきましても減額補正するものでございます。

また、諸収入につきましては、売却単価が下がらなかったことに伴い、増額補正するものでございます。

次に、歳出につきましては、総務費の共済費について負担金率の改正に伴いまして増額補正をお願いするものです。

次に、財産管理費におきましては、執行額が確定したことから減額するものでございます。

次に、衛生費につきましても、執行額が確定したことから減額補正するものでございます。

次に、議案第5号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。本予算の総額は歳入歳出それぞれ18億6,585万2,000円で、対前年度比6.3%の増となっております。

第2条につきましては、庁舎警備業務委託料のほか18件の債務負担行為を設定いたしました。

第8条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条においては、一時借入金の限度額を2億円と定めてございます。

第5条では、歳出予算の流用に関する規定を定めてございます。

次に、歳入につきまして申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算額については11億4,732万7,000円で、対前年度比8.6%の増でございます。

使用料及び手数料の関係でございますが、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございます。予算額については3億3,806万3,000円で、対前年度比0.9%の増でございます。

また、繰越金につきましては、前年度と同額でございます。

諸収入につきましては、鉄・アルミ・ペットボトル・古紙などの売却益を計上してございます。予算額7,366万2,000円で、対前年度比1.4%の増でございます。

組合債でございますが、ごみ焼却施設延命化事業として、国と県からの借り入れでございます。

次に、歳出でございますが、ほとんど経常経費ではございますが、主なものにつきまして申し上げます。

2目じん芥処理費委託料でございますが、燃えるごみ・資源物等の収集業務委託等やごみ処理施設維持管理業務委託として、運転業務の委託に要する費用を計上しております。

次に、第15節工事請負費でございますが、25年度から3カ年にわたり新たな事業として、廃棄物処理施設長寿命化計画による4件の工事費を計上しております。

次に、し尿処理費でございますが、し尿収集業務委託等に要する費用を計上してございます。

次に、リサイクル促進費でございますが、4月に開設いたしますリサイクルプラザ運営に係る経費を計上しております。

詳細につきましては、後ほど事務局から説明いたさせます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。

冒頭、第3条の地方債の起債の目的の条文を第8条と申し上げたそうでありますが、おわびして訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、4件の行政報告をさせていただきます。お手元に資料ございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、エコプラザの開館及びリサイクルステーションの開設についてご報告申し上げます。平成24年6月に着工いたしましたリサイクルプラザ併設型ストックヤードは、本日議員の皆様にもご出席をいただきまして、無事竣工式をとり行ったところでございます。

この施設につきましては、名称を「リサイクルプラザ」とし、愛称につきましては、公募による総数393作品から、住民の代表が委員となっております蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会にて慎重に検討いたしました結果、「エコプラザ」と決定したところでございます。なお、エコプラ

ザの開館は、4月5日を予定しております。

また、エコプラザ脇には、現在収集所で回収しております新聞・雑誌・段ボール等の資源物のもとより、新たな資源物として家庭の廃食用油や食品トレー等の回収拠点として「リサイクルステーション」を開設いたします。開設日時は、年末年始・祝日を除く毎週日曜日午前9時から午後4時までを予定しております。

今後につきましては、エコプラザ及びリサイクルステーションを積極的に活用いたしまして、市民の皆様にご協力やエコ活動への関心を高めていただき、ごみの減量化とリサイクルの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理施設の延命化計画についてご報告申し上げます。当組合のごみ処理施設は、平成7年2月の竣工以来19年目となります。この間、施設の適正な運転を行うため、各機器の整備や施設の維持管理に努めてまいりました。

平成23年度には、施設全体の現状を把握し、今後の中長期的な整備計画を策定するため、施設の包括的診断事業を実施したところ、設備の老朽化の進んだ基幹部分を重点的に改修・整備することによりまして、施設の延命化を図ることが望ましいという報告書が提出されております。

当組合では、平成24年度にこの報告書をもとにして、環境省が推進しておりますストックマネジメントの考え方を取り入れた「廃棄物処理施設長寿命化計画」を作成いたしまして、平成25年度から平成27年度までの3カ年において基幹部分の改修・整備を進めてまいりたいと考えております。

当組合といたしましては、今後本計画に基づく改修・整備を図りながら、あわせて周辺整備につきましても職員による点検・整備を強化いたしまして、施設のライフサイクルコストの低減を図り、施設の延命化に努めてまいりたいと考えております。

なお、施設の改修・整備箇所につきましては、お手元に配付いたしました本計画書をごらんいただけますようお願い申し上げます。

次に、ごみ焼却施設の1炉24時間連続運転についてご報告申し上げます。ごみ処理施設の運転状況につきましては、平成7年2月の竣工時において、3炉による1日16時間運転でスタートいたしましたが、平成11年7月に既に施行されていたダイオキシン類対策特別措置法が、平成14年12月から一部改正され、排ガス中の濃度基準値が変更されること、またその後はごみ搬入量が減少することが想定されたため、より効率的な運転方法といたしまして、平成13年9月から月曜日に焼却炉の立ち上げを行い、金曜日には立ち下げ、土曜・日曜は原則稼働しないことを前提とした2炉連続運転へと切りかえたところでございます。

近年、住民の環境意識の高揚によりまして、ごみの搬入量もさらに減少傾向にあり、また施設の老朽化も進んできたことから、焼却炉内の耐火レンガの長寿命化を図るために、本年4月から原則として土曜・日曜も含めた1カ月単位で、焼却炉1炉による24時間連続運転を行ってまいりたいと考えております。

この24時間連続運転のメリットといたしましては、長期間の連続運転によって焼却炉本体並びにその他の焼却炉附帯設備に対し、熱による膨張・収縮の軽減が図られるほか、重油使用量のより一層の軽減が可能となり、ダイオキシン類やその他の有害物質の発生についても、これまで以上に大幅な削減効果が期待できます。

また、この運転方法の切りかえに伴いまして、休炉中における焼却施設のメンテナンスを充実することが可能となり、故障・ふぐあい等を未然に防止し、安定的な焼却炉の運転に努めてまいりたいと考えております。

次に、粗大ごみ処理施設における爆発事故についてご報告いたします。去る3月13日午前9時25分、粗大ごみ処理施設から大音響とともに施設屋上の爆風放散口及び建物の窓ガラスが吹き飛ぶ爆発事故がありました。この爆発の発生元は、粗大ごみ処理施設の破砕機内部であることを突きとめ、即座に蓮田市消防署に連絡を入れるとともに、職員による現場の状況確認を行いました。

この爆発事故による人的被害といたしましては、爆風により飛散した不燃物により粗大ごみ選別作業中の作業員1名が腕に軽傷を負いましたが、幸い重傷者はおりませんでした。

また、施設の被害につきましては、破砕機本体には大きな損傷は見受けられないものの、破砕機に近接する供給コンベヤ、排出コンベヤ、搬送コンベヤがそれぞれ大きな被害を受けておりました。当組合では、被害規模が大きいことからプラントメーカーである株式会社タクマに連絡して被害状況の詳細な確認と今後の修繕計画を依頼したところ、現時点では修繕期間はおおむね6カ月程度との報告を受けております。

本施設の破砕機は、ごみとして出された金属類を大きな回転式ハンマーで破砕する機械であり、その構造上、ある程度の爆発を想定して設計しております。このため、爆発時は圧力を施設上部における爆風放散口から逃がす構造になっておりますが、今回の爆発の規模が非常に大きなものであったため、5つある爆風放散口のうち4つの放散口が吹き飛んでおりました。

爆発原因としては、蓮田市消防署及び岩槻警察署による合同調査の結果、ガス臭もなく、爆発の規模から考えて粉じん爆発ではないかとの見解を受けております。

今後、このような事故が発生しないよう、前処理の段階での危険物の混入防止チェックを徹底し、設備にガスの排出口を設ける等、爆発防止に努めてまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしく願い申し上げます。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第1号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 それでは、議案第1号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につきましてご説明申し上げます。

今回の変更は、平成25年3月31日をもって埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体であります久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合が脱退することに伴いまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、同組合の規約を変更するものでございます。

今回の変更は、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、同組合の規約を変更するものでございます。

以上でございます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第1号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は同意することに決しました。

◇

◎議案第2号の内容説明

○高木隆三議長 日程第7、議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 議案第2号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、平成25年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させ、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

それでは、別紙の新旧対照表でご説明を申し上げます。まず、別表第1の第3条、また別表第2の第4条第1号に掲げる事務の項中において、「坂戸、鶴ヶ島下水道組合、久喜地区消防組合」を「坂戸、鶴ヶ島下水道組合」に改め、「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合、埼玉西部広域事務組合、加須鴻巣学校給食センター組合」を「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合」に改め、「大里広域市町村圏組合」を「大里広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合、埼玉東部消防組合」にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。

失礼しました。冒頭、地方自治法第286条第1項と申し上げるところを第260条と申し上げてしまいました。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。

◇

◎議案第 2 号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第 2 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 3 号の内容説明

○高木隆三議長 日程第 8、議案第 3 号 蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例についての件を議題と

いたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

- 田口嘉章事務局長 議案第3号 蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例につきましてご説明申し上げます。

この条例は、当組合内にあります処理施設の整備に必要な財源を確保するため、施設整備基金を設置するものでございます。

それでは、条文ごとにご説明申し上げます。第1条につきましては、設置の目的について定めたものでございます。

次に、第2条につきましては、基金として積み立てる額は、予算で定めるものとするものでございます。

次に、第3条につきましては、基金に属する現金の保管、管理及び運用について定めるものでございます。

次の第4条につきましては、基金運用から生ずる収益の処理について定めるものでございます。

次に、第5条につきましては、財政上必要があると認めるときの繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて現金を歳計現金と繰りかえての運用方法を定めるものでございます。

次に、第6条につきましては、基金の処分について定めるものでございます。

次の第7条につきましては、委任規定を定めるものでございます。

最後に、附則といたしましては、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わります。

- 高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

- 高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、仲丸教子議員。

- 2番 仲丸教子議員 第2条の関係でお尋ねしたいのですが、考え方として、どの程度を目安にというふうにお考えでしょうか。

- 高木隆三議長 田口事務局長。

- 田口嘉章事務局長 基金の積み立てる額についてということですが、今蓮田、白岡構成市、財政状況もいろいろありますし、また当組合としても今現在長寿命化計画等、いろいろな場面で費

用が必要となってきております。現段階では基金として毎年幾らというものは想定してはおりません。

以上でございます。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 具体的な数字をお伺いしたいのではなくて、考え方としてと先ほど申し上げましたが、今ご答弁にも長寿命化計画のお話が出てまいりましたが、この計画を読ませていただきますと、今後非常に多額の資金を必要とするということがひしひしと伝わってくる計画でございます。これは大変だなというのが率直な感想でございます。

そうしますと、例えばその総予算の何%程度を積み立てるのだとか、何かそういうあるいはこの順次長寿命化する事業のどの程度を何%ぐらいを積み立てるのだとか、そういうある程度具体的なパーセンテージといたしますか、そういうものを想定していかないと、2市からこの程度なら出せるからこの程度積むとか、そういうものではないと思うのですね。あくまでも長寿命化計画があって、具体的な事業計画があって、それに必要な額をどういうふうにしていくかということだと思いますから、そういう目安というものを持つのが当然ではないかと思ってお尋ねをしておりますが、よろしくをお願いします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 具体的な金額、目安としての考え方ということでございますが、確かにその長寿命化計画の中で、皆さんお手元に行っておる計画でございますが、近々建設された同規模の施設というのは、この辺ではございませんで、それらを参考にいたしますと、茨城県ですか、そちらのほうの平成24年の5月ですかね、稼働した施設がございまして、トン当たり6,500万ぐらいか7,000万ぐらいなということで、それらを参考に今90億を超える新施設というものが、平成の40年ということで計画のほうは立ててございます。

したがって、その40年の段階でどの程度の金額になるかというご質問だと思いますが、具体的に今幾らというものが実は想定された額というものではなくて、つまり近隣の今建設されている施設の状況というのは相当変わってきていますので、なかなかその目安とするのが定めにくいというのがございまして、とりたてて今回についてはでき得る限り、その一般財源の持ち出しを減らすべく努力をしていきたいという段階でとどまっております。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 なかなか具体的なご答弁というのは難しいのかもしれませんが、本体である蓮田、白岡それぞれの自治体が予算として支出することを考えていかなければならないわけですね。この基金を設置してやるということになると。その場合に、毎年両市がどの程度の負担を積立金として用意すればいいのか、そういう目安はやはりある程度示していくべきなのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 なかなか今後この先平成40年まで毎年どのぐらいの積み立てというのはなかなか難しいところもあるわけですが、ちなみに平成、これから第5号ですか、来年度当初予算のほうでまたご説明をさせていただきますが、来年度のいわゆる施設延命化部分工事に要する部分としましては、蓮田市、白岡市それぞれ合わせて1億1,185万円を見込ませてもらっております。来年度の延命化工事に係る分担金の中の内訳ということになります、1億1,185万円ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○高木隆三議長 2番、仲丸教子議員。

○2番 仲丸教子議員 なかなかご答弁が難しいのかと思うのですが、申し上げたような方向性というのは、両市に対して示していく必要があると思いますので、両市が予定を見積もっていかなければならないと思いますので、今後そういう方向性を出していただくといいかなというふうに思いますが、要望して終わります。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 今同僚である仲丸議員さんからもあったのに関連するのですが、私はこれを読ませていただいた、見させていただいたときに、延命化のための基金ではなくて、その後来る、要するに平成40年に来て、新しく建て直さなくてはいけないそちらのほうのための基金ではないかと思って伺っていたのですけれども、先ほどから聞いていると延命化に対する基金の予算とかという話が出ていて、それであればもう来年度以降4年間で使うわけですから、基金云々とかではないのではないかと思うのですが、どちらなのでしょう、ちょっとそこの辺まずお伺いしたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 議員さんおっしゃるとおり、今私が申し上げたのは、来年度の延命化工事に係る部分が1億1,000万ということでお話をさせていただきました。おっしゃるとおり、これからのその基金としてどの程度というお話になると思いますが、埼玉県内でも今18の団体がありますが、これ一部事務組合ですね、そのうちの15団体が基金を設置、持っております。皆さんお手元にあるかと思いますが、失礼しました、11団体。それらの組合の状況を見ますと、その組合が基金を設置した時期にもよるのですけれども、それからその組合が何年ごろ再建築をするかとか、そういったのも違いはありますが、約2,000万ぐらいから82億ぐらいまで、非常に幅がございました。そういう中で、当組合としても当然そういった目標の額というのは、早々に制定しなければいけないだろうというふうには思いますので、今後そういった先行している自治体の状況も見させてもらいながら、早い段階で目標を明示していきたいように考えております。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 基金は長寿命化というか、これから来る建て直しを含めた大規模整備に係る基金ということで理解してよろしいかと思えます。

であれば、先ほど話も出たように、目標とする、全額をその基金で賄うというのはなかなか積み立ても難しいと思うのですが、その建てかえ資金の一部を基金として積み立てようという考え方がまず生まれると思うのです。ただ、蓮田白岡環境センターの場合は、分担金、負担金とあって、何を建てるにしても何をやるにしても、2で割ってやるわけではなくて、それぞれ応分の出資割合ではないですが、あると思うのですが、それは予算を計上してやるわけですけれども、基金についてもそういう分担金なり、ある程度目標額があってそれを決めようと思ったら、毎年蓮田分は幾ら、白岡分は幾らというふうに抛出していかなくてはいけないと思うのですよね。それに予測がもとになる金額が出ていないうちには、なかなか難しいと思えますし、20年、30年というサイクルだと、どちらの自治体もどのような状況になっているか、またこれも難しくなる。ずっと先々同じ割合でいくかどうか、その辺も含めてある程度年数を区切って基金をやるというやり方をしていかないと、不都合が出てくるのではないかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えになっていますか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 ただいまのお話のとおり、やはりある程度の期限は切っていくというのは、当然それはそのとおりだと思います。この本計画の中で延命化をした先、目標年次を平成40年と定めてございます。つまり16年後となろうかと思えますが、これが一つの今議員さんおっしゃったような目標の年次ということになってまいります。

その間にどれだけの金額を積み立てることが可能かということになろうかと思えますが、蓮田市、白岡市それぞれ自治体としていろいろな取り組みが今後されると思います。そうした中で、今おっしゃるように定期的に幾らという積み立てが今後果たして可能かどうかというのを考えたときに、なかなかこれも難しいところがあるのではないかとということで、先ほどちょっとお話ししましたように、現段階で定期的に幾らというものは計上はしておりません。

したがって、そういったことで今現在目標が幾らで、各両市から幾らずつという考え方ではなく、事業をやる中でできるだけコンパクトな取り組みをすることによって、少しでも捻出をしながらそれを基金に回してまいりたいというような考えで、今回計上させてもらっております。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 先が長い話ですけれども、毎年その各予算を執行して、決済して余った額を、組合のほうで余った額を積み立てるという考え方、まずはなくしていただいて、積み立てる金額も目標積立金額を決めて、それぞれ各所属する自治体のほうに予算として応分の負担をお願いす

るという形で毎年組んでいただかないと、余った金額を積み立てるという方式は、余ったやつはまた応分にに応じて返還するという形ではないといけないと思いますので、お願いしたいと思います。

これは要望ですので、あと4条、3条に係るところで、運用ということですが、国債などかそのような16年という長い年月もあることですし、運用についてそういう考え、どのような考えがあるのかもお聞きします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 資金の運用につきましては、現在組合の中でも日数を年間銀行の預金によって運用益を、金額は少ないですが、努力をしておりますが、同様に同じような形での運用になろうかと思えます。

以上でございます。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 銀行預金のみで、国債のそのほかのことは考えていないということで理解してよろしいでしょうか。それだけ確認して、質問は終わります。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 現段階ではそのとおりでございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第3号 蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の内容説明

○高木隆三議長 日程第9、議案第4号 平成24年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 それでは、議案第4号 平成24年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,261万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,665万1,000円とするものでございます。

続いて、第2条におきましては、地方債の補正でございます。恐れ入りますが、3ページをお開き願いたいと思います。第2表、地方債補正でございますが、リサイクルプラザ併設型ストックヤード建設工場の費用が確定いたしましたので、限度額を変更するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。恐れ入りますが、5ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳入でございますが、第1款2項1目負担金につきましては、両市の不燃物の収集運搬に係る経費の負担金でございますが、1世帯当たり140円となっておりますが、当初の推計の世帯数が予想よりも伸びなかったことから減額補正をするものでございます。

次に、2款1項1目手数料、1節ごみ手数料につきましては、指定ごみ袋の販売予定枚数が当初見込んだ推計世帯数に対しまして実績数が下回っていることから減額をするものでございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、一般許可搬入量の前年比が14%ほど増加する見込みであることから増額とするものでございます。

次に、粗大ごみ処理手数料につきましては、昨年度まで増加傾向にありました収集件数が、今年度は前年度よりも減少していることに伴いまして減額をするものでございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、し尿くみ取り世帯数の減少によりまして、し尿汲取手数

料及びし尿量目処理手数料について減額をするものでございます。

次に、3款1項1目1節循環型社会形成推進交付金につきましては、リサイクルプラザ併設型ストックヤード建設工事費用に係る交付金対象額の3分の1の交付金を予定しておりましたが、執行額が下がったことからこれに伴いまして交付金の額を減額するものでございます。

次に、5款2項1目1節雑入につきましては、古紙類売却、この売却単価の下落を想定しておりましたが、当初の相場が維持されていることによりまして増額とするものでございます。

次に、6款1項1目1節廃棄物処理施設整備債につきましては、リサイクルプラザ併設型ストックヤード建設に伴う執行額が減額したことから、これに合わせて起債額を減額するものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。2款1項1目4節共済費の職員共済組合負担金につきましては、昨年の12月補正予算におきまして共済費の減額補正を行いました。平成24年度におきます基礎年金拠出金に係る公的負担金率が改正されて、1,000分の27.7から1,000分の37.7へ引き上げられたことに伴い不足が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。

続いて2目財産管理費、13節委託料のリサイクルプラザ併設型ストックヤード施工管理業務委託料及び15節工事請負費のリサイクルプラザ併設型ストックヤード建設工事につきましては、それぞれ執行額が確定したことから減額するものでございます。

次に、3款1項1目清掃総務費、11節需用費の光熱水費につきましては、電気料の燃料調整費について原油の高騰を予想して2円を見込んでおりましたが、結果として0.65円に抑えられたことにより減額をするものでございます。

最後に、7ページに職員の給与費明細書を、8ページに地方債に関する調書を載せてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第4号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

- 高木隆三議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高木隆三議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

- 高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第4号 平成24年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 高木隆三議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の内容説明

- 高木隆三議長 日程第10、議案第5号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

田口事務局長。

- 田口嘉章事務局長 それでは、議案第5号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお開き願いたいと思います。第1条では、平成25年度の当初予算総額につきまして、歳入歳出それぞれ18億6,585万2,000円と定めてございます。

第2条では、債務負担行為につきまして、庁舎警備業務委託料ほか18件を定めてございます。

第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条では、一時借入金の限度額といたしまして、2億円を限度と定めてございます。

第5条では、歳出予算の流用について定めてございます。

それでは、説明書の事項別明細書によりご説明を申し上げます。予算書の10ページをお開き願いたいと思います。初めに、歳入からご説明申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合規約第13条第3項に基づきまして、均等割25%、人口割75%に相当する額10億7,112万2,000円を両市に負担をいただくものでございます。率にいたしますと、蓮田市が54.103%、白岡市が45.897%の割合となりまして、総額で対前年度比約9.3%の増額となっております。主な増分といたしましては、ごみ焼却処理施設の延命化対策に係る経費といたしまして、1億1,185万円が計上されております。

次の2項1目負担金につきましては、ペットボトル、ガラス類などの不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合規約並びに条例に基づきまして、1世帯につき月額140円を両市から負担をいただくものでございます。また、世帯増分といたしましては、蓮田市が約0.9%、白岡市が約1.5%の増を見込んでおります。

次に、11ページに参りまして、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料でございますが、リサイクルプラザの研修室や会議室を利用する際の使用料でございます。条例に基づきまして1時間当たり200円、月25時間の利用を想定しております。

次の行政財産使用料につきましては、12月議会で議決をいただきました蓮田白岡衛生組合行政財産の使用料に関する条例に基づきまして、東京電力の電柱をはじめ自動販売機の設置などに要する費用でございます。

次の2款2項1目手数料、1節ごみ手数料でございますが、説明欄の一番上のごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ用及び燃やせないごみ用の指定ごみ袋の販売収入でございます。1世帯当たりの年間使用枚数を約100枚と想定いたしまして、金額にして年間約4,560円を見込んだものでございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、一般廃棄物などを組合に直接持ち込んだ場合の処理手数料でございます。今年度の搬入実績から、1カ月当たり約562トンを見込んでおります。

1つ飛びまして、粗大ごみ処理手数料につきましては、たんすや布団など依頼者の自宅に直接出向いて収集する処理手数料でございます。

1つ飛びまして、医療系廃棄物処理手数料につきましては、管内の各医療機関などから排出されます感染性廃棄物や定着液などの6種類の処理手数料でございます。

1つ飛びまして、産業廃棄物収集運搬処分手数料につきましては、管内80カ所の小規模事業所から排出されます廃プラスチックの収集運搬処分の手数料でございます。

次に、2節し尿手数料でございますが、し尿汲取処理手数料は、一般家庭での清掃券の取り扱い分の手数料でございます。次のし尿量目汲取処理手数料につきましては、簡易水洗トイレや臨時の

くみ取り等でございまして、両手数料とも前年度実績をもとに計上しており、し尿処理手数料全体では前年度比で約8.0%の減となっております。

次のし尿処理施設使用手数料につきましては、浄化槽汚泥の施設投入に係る手数料でございます。

12ページをお開き願いたいと思います。中ほどの4款1項1目繰越金につきましては、前年度同様に5,000万円を計上しております。

次に、13ページをお願いいたします。5款1項1目組合預金利子につきましては、当組合において資金運用を行う際の預金利子といたしまして1,000円の日開けをしております。

次に、5款2項1目雑入でございますが、鉄・アルミ・ペットボトル・古紙類・家電製品等有価物の売却収入でございます。なお、ペットボトルにつきましては、昨今の市場の状況が減少傾向となっておりますが、他の有価物につきましては増加の傾向にありまして、全体では104万1,000円の増となっております。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。6款1項1目衛生債でございますが、ごみ焼却施設延命化事業を実施するに当たりまして、工事費の75%に当たります2億550万円を財政融資資金で、その残りの75%分といたしまして5,130万円をふるさと創造貸付基金で起債を行うものでございます。

以上、歳入総額は18億6,585万2,000円で、前年対比といたしまして1億1,087万9,000円、率にいたしまして約6.3%の増となっております。

続きまして、歳出の説明をいたします。15ページをお開きください。1款1項1目議会費の1節報酬から13節委託料までは、前年度とほぼ同額を計上してございます。

2款1項1目一般管理費の1節報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員及び情報公開・個人情報保護制度審議会委員のそれぞれ1回分、廃棄物減量等推進審議会委員の3回分の報酬等でございます。

次に、第2節給料につきましては、職員34名分の人件費でございます。また、3節職員手当等では、ごみ焼却炉の運転体制の変更に伴いまして、16ページにございます夜間勤務手当を減額しております。

次の4節共済費及び5節災害補償費につきましては、省略をさせていただきます。

次に、7節賃金につきましては、一般事務補助及びリサイクルプラザの業務といたしまして臨時職員の雇用のため、2名分を計上してございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。11節需用費につきましては、消耗品ではペットボトル用ネット購入経費が削減されております。

印刷製本費、昨年10月からの新分別収集に対するごみの分け方及び収集日程を記載いたしましたごみ集積所の看板作成経費、環境センターだより、予算書、決算書、計量伝票及びし尿清掃券などの印刷に要する経費でございます。

次の12節役務費の通信運搬費につきましては、既存の電話回線4回線とリサイクルプラザ専用の1回線、携帯電話の2回線、粗大ごみ及び指定ごみ袋受付専用のインフォメーションセンター3回線の電話料金でございます。

次に、13節委託料につきましては、新規事業といたしましてリサイクルプラザの開設に伴い、当組合の施設紹介DVD作成業務委託料を計上しております。このほか職員健康管理業務委託料、計量機器保守点検業務、ホームページ保守業務、例規データベース保守管理業務と例規集の追録加除などの委託に要する経費となっております。

次に、14節使用料及び賃借料の有料道路通行料につきましては、焼却灰等の最終処分先の現地確認、あるいは搬出先市町村との事前協議に要する経費でございます。バス借上料は、廃棄物減量等推進審議会で平成25年度に予定されております先進地視察のバスの借上料でございます。また、テントの借上料につきましては、白岡市商工会の主催イベントでありますわんぱく商店街にリサイクル啓発事業の一環として参加するためのテントの借り上げの経費でございます。

次に、18節備品購入費の庁用器具費につきましては、ふれあい収集で使用いたします緊急連絡用の携帯電話1台を購入する費用でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、職員の退職手当の負担金の経費でございます。

次の18ページでは、関係地区環境保全連絡協議会運営補助金は、当組合周辺の5地区への補助金でございます。

また、1つ飛びまして、敦賀市民間最終処分場行政代執行事業費用負担金につきましては、平成23年度分の負担額が確定したことに伴う経費でございます。

次に、2目財産管理費、11節需用費につきましては、場内備品及び車両の修繕料でございます。

次の12節役務費は、当組合施設及び備えつけの機械等の火災保険料、自動車損害保険料等でございます。

次に、13節委託料につきましては、電気事業法に基づきます定期点検の高圧電気設備細密点検業務委託料、環境センター警備業務委託料ではリサイクルプラザも含めた庁舎内の夜間・休日におきます警備業務、また環境センター庁舎定期清掃業務委託料では庁内の庁舎4カ所の定期清掃、また場内環境保全業務委託料としましては組合敷地内の樹木除草等の年間管理委託費でございます。

次に、第14節使用料及び賃借料のOA機器借上料につきましては、コピー機3台と人事給与システム及び粗大ごみ指定ごみ袋の納付書発行システムの事務機器の借り上げなどに要する経費でございます。

2つ飛びまして、電算事務機器借上料につきましては、サーバーが2台、パソコンが24台、5年間の借り上げとなっております。

次に、財務会計システム借上料につきましては、主に組合内部の会計伝票の発行、年度切り替え

や決算統計、予算書・決算書の作成に係る財務会計ソフト一式、財務サーバーの一式の借り上げ経費でございます。

次に、自動車借上料につきましては、現在使用しております公用車が購入後15年を経過いたしまして、頻繁に電気系統に不具合が発生していることから、新たに車両の借り上げに要する経費でございます。

続いて、19ページをお願いいたします。3目公平委員会費と2項1目監査委員会費につきましては、前年度と同額となっております。

次に、20ページに参りまして、3款1項1目清掃総務費、11節需用費の燃料費につきましては、ごみ焼却施設の焼却炉の立ち上げ・立ち下げ及び炉内の温度低下時に使用いたします炉内用バーナーの燃料として、A重油の購入に要する経費でございます。その下の光熱水費のうち電気料が原油の高騰を見込んでの計上となっております。

次に、12節役務費の指定ごみ袋売り捌き手数料につきましては、販売したごみ袋1枚につき3円を手数料として取扱店に交付するものでございます。次の清掃券売り捌き手数料は、清掃券取扱店に売りさばいた額の3%を交付するものでございます。

次の13節委託料の指定ごみ袋製作及び配送業務委託料につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用それぞれ3種類の指定ごみ袋の製作と取扱店に配送する業務を委託する経費でございます。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託料につきましては、粗大ごみ収集の予約受付や問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文業務を行うに要する経費でございます。

次の計量受付業務委託料につきましては、組合に直接持ち込まれます廃棄物の計量受付及び手数料の徴収業務に要する経費でございます。

次に、施設維持管理業務委託料につきましては、42KLし尿処理施設の運転維持管理、及び鉄・アルミの選別や家具類のリサイクルなど、粗大ごみ処理施設の運転維持管理を業務委託する経費でございます。

次の27節公課費、汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして、公害健康被害者への補償ということで、ばい煙発生施設の設置者が賦課金を納付する義務を負うことから、これに要する経費でございます。

次に、2目じん芥処理費、11節需用費の消耗品につきましては、ごみ焼却炉内監視用の耐熱ガラスやバグフィルターに入る排ガスの温度調節のための噴霧ノズル、コンベヤのベルトなどの消耗品の購入に要する経費でございます。

次の機械オイル費につきましては、コンプレッサー油圧装置、その他機械に使用するオイルの購入費でございます。

次に、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生いたします窒素酸化物、塩化水素などを中和、

除去するための消石灰、尿素などの購入費でございます。

次の機械修繕料につきましては、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設のプラント設備に故障や不具合が発生した場合の緊急的修繕に要する経費として計上させていただきました。

次に、13節委託料、燃えるごみ・資源物等収集業務委託料につきましては、行政区内の約4万5,500世帯から295カ所余りの集積所に排出されます燃えるごみ・資源物等の収集業務委託に要する経費でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分委託料につきましては、ごみ焼却施設から排出されます焼却灰及びばいじんを合わせまして約3,150トン、リサイクルまたは埋め立て処分するための経費として計上してございます。

失礼しました。先ほど13節委託料で、燃えるごみ・資源物等収集業務委託料につきましてはの説明の中で、4万5,500世帯から295と申し上げましたが、2,950カ所の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

続けさせていただきます。次に、ごみ処理施設維持管理測定業務委託料につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法、その他関係法令に基づきます排ガス、焼却灰などのダイオキシン類、ばい煙等の測定に要する経費でございます。

続いて、21ページに入りまして、初めにありますごみ処理施設機器保守点検業務委託料につきましては、法令に基づきますクレーンの年次点検、エレベーターの年次点検、重油地下タンクの検査のほか、合計8件の業務を委託するための経費でございます。

次に、ガラス類・ペットボトル等処分業務委託料につきましては、ガラス瓶、ペットボトル、廃タイヤなどの運搬及び処分に要する経費でございます。

1つ飛びまして、粗大ごみ収集業務委託料につきましては、各家庭から排出されます自転車、たんす、机など粗大ごみを依頼者宅の玄関先で預かりまして、直接収集するための経費でございます。

次の医療系廃棄物収集処分委託料につきましては、蓮田市内38件、白岡市内17件、合計55カ所の医院や薬局から出される感染性廃棄物など収集運搬処分を委託する経費でございます。

次の集金業務委託料につきましては、粗大ごみ処理手数料並びにし尿処理手数料の集金事務委託に要する経費でございます。それぞれの収集業務受託に合わせての集金事務に要する経費でございます。

次のごみ処理施設維持管理業務委託料につきましては、従来実施しておりましたごみ焼却施設の運転・維持管理の委託に加えまして、平成25年度から実施いたします長寿命化計画で対象といたします基幹部分に関連したその他の施設について、職員による日常的な維持管理を強化するため、夜間業務を委託する経費を計上したことから増額となっております。

次の焼却灰等放射性物質濃度測定業務委託料につきましては、焼却灰、ばいじん及び排ガス中の放射性物質濃度を測定するための経費でございます。

最後にあります産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託料につきましては、管内の契約事業所から排出されます廃プラスチック類を収集委託する経費でございます。

次に、14節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、ミニローダー、ミニショベル、アームロールダンプ車などの借り上げに要する経費でございます。

次の庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集で使用しておりますトラックの借り上げに要する経費でございます。

次に、第15節工事請負費、焼却炉補修工事につきましては、平成24年度に作成いたしました廃棄物処理長寿命化計画に基づきます工事に係る経費を計上しておりますので、前年度より大幅な増額となっております。また、本計画では、平成25年度から平成27年度までの今後3年間にわたって、ごみ処理施設の基幹部分となる箇所を中心に計画的に補修修繕を行う予定となっております。最初に各焼却炉本体及びガス冷却室の一部の、れんが、キャスターについて、修繕の必要な箇所を定期的に補修するものでございます。

次の排ガス処理施設設備補修工事は、今年度作成いたしました廃棄物処理施設長寿命化計画に基づいて行われる工事でございます。

1つ飛びまして、ごみ処理施設機器補修工事につきましては、ごみ焼却炉から排出されます焼却灰を冷却、脱水しながら、灰ピットに圧送する2号灰押し装置が経年劣化により長寿命化計画に基づいて交換するための費用を計上してございます。

次の電気設備補修工事につきましても、長寿命化計画に基づいて行われます無停電装置の交換工事に要する経費でございます。

次に、18節備品購入費につきましては、平成25年度から実施いたします学校給食用の廃食用油収集や同じく平成25年度から施行されます使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法に基づきます小型廃家電を保管するためのパレット等の購入経費でございます。

22ページをお願いいたします。3目し尿処理費、11節需用費の消耗品費につきましては、配管ポンプ等保守部品の購入に要する経費でございます。

次の薬品費につきましては、微生物の栄養源となるリンの除去、pHの調整、その他し尿処理工程に必要な7種類の薬品購入に要する経費でございます。

次の機械修繕料につきましては、ポンプ類や遠心分離機の整備及び緊急修理等に要する経費でございます。

次に、13節し尿収集業務委託料につきましては、蓮田市・白岡市の生し尿の収集を委託する経費でございます。

次に、し尿処理施設清掃委託料につきましては、各貯留槽内の清掃並びに生物脱臭塔のろ材交換などに要する経費でございます。

1つ飛びまして、し尿処理施設分析業務委託料につきましては、放流水の水質分析及び脱水汚泥の成分分析に要する経費でございます。

次の脱水汚泥処分業務委託料につきましては、脱水汚泥を堆肥や肥料などにリサイクルするため、寄居町にあります三ヶ山のリサイクル施設に処分委託する経費でございます。

次の15節工事請負費の緊急補修工事につきましては、し尿処理施設を運転する上で緊急的な補修工事を実施するための経費でございます。また、昨年度に施行しました30KL施設変電設備廃止工事分の約460万円が減額となっております。

次に、19節負担金補助及び交付金につきましては、当組合から発生しましたし尿沈殿物の受け入れ自治体との協定によります負担金でございます。

次の4目リサイクル推進費につきましては、全て新規事業となります。8節報償費につきましては、リサイクルプラザの事業で予定しております環境講座や講習会等における講師の謝礼でございます。

次に、11節需用費、消耗品につきましては、1階で展示いたしますリサイクル家具補修用消耗品、リサイクル啓発イベントで販売予定しておりますし尿汚泥を利用しました肥料の経費、またリサイクルプラザで開催いたします環境講座の材料費等でございます。

次の印刷製本費につきましては、リサイクルプラザのパンフレットや会議室利用時の申請書等の印刷に要する経費でございます。

次に、14節使用料及び賃借料につきましては、リサイクルプラザの啓発イベントで使用いたしますテントの借り上げに要する経費でございます。

次に、23ページをお願いいたします。4款1項1目23節償還金利子及び割引料でございますが、し尿処理施設整備事業3件、ごみ焼却施設耐火物補修工事1件、ごみ焼却施設自動燃焼装置交換工事2件の合計6件に対する地方債元金でございます。

同じく2目利子につきましては、し尿処理施設整備事業3件、ごみ焼却施設耐火物補修工事1件、ごみ焼却施設自動燃焼装置交換工事2件、旧し尿処理施設解体工事2件、ストックヤード建設2件の合計10件に対する地方債利子でございます。

最後の5款予備費につきましては、前年同額の500万円を計上させていただきました。

なお、24ページ以降ですが、25ページから31ページまでは給与費明細書、32ページから36ページまでは債務負担行為に関する調書、37ページでは地方債に関する調書をそれぞれ掲載してございます。

以上で平成25年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○高木隆三議長 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時05分

○高木隆三議長 現在員11名であります。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。



◎議案第5号に対する質疑

○高木隆三議長 質疑はありませんか。

12番、山口浩治議員。

○12番 山口浩治議員 13ページの諸収入の中の雑入で、古紙類の売却2,284万見込んでいるわけですが、私の住んでいる地域で古紙の値段が下がって業者がもう集配しないというようなお話が出ています。ということは、それでちょっと困ったなど、子ども会さんなんかもそうですけれども、非常に困ったなど。ただ、市のほうが集配しているので、それに出せば問題ないかなと思いますけれども、古紙が相当下がってもう利益が出ないからやめたという話が出ているぐらいですから、この金額が本当に、量がふえるでしょうけれども、見込めるのかどうか、その点いかがですか。

○高木隆三議長 小林リサイクル推進課長。

○小林秀之リサイクル推進課長 古紙の売却の単価の下落ということなのだと思いますけれども、補正のほうで先ほどの古紙の部分出てきましたが、24年度、今年度は予想していたよりは、思ったより下がらなかったという補正もありますし、今回のこの25年度の予想につきましても、そんなに大きくは下がっていないという認識であります。業者に聞いてもそういう認識で、その業者によつての捉え方、出すその問屋や出すその場所によつても値段が多少変わってしまっているの、その辺の若干差があるのかなという気持ちはありますが、基本的にはこの金額でいけるといところで予算はつけてございます。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 8番、小山です。

初めに、16ページの賃金の臨時雇用ではなくて、その前に15ページの給料、職員給料34人分なので、前年度が35人で今回1人減っているわけですが、この施設長寿命化計画の中

にもストックヤードができることによって職員も必要になると、そのように書いてあるにもかかわらず、完成したにもかかわらず、職員が減っているわけですね。

その次のページの臨時雇用費は、確かに5倍ぐらい増えているのですけれども、なぜ職員1名減らして計上しているのか。本来だったらそういうことを考えると増やす必要があるのではないかなというふうに思ったのですけれども、そのところはどうかのでしょうか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 昨年度が35名で、今回34名ということで減っているわけですが

「済みません、ちょっと聞こえないです」と言う人あり

○田口嘉章事務局長 済みません。喉がかわれてしまって。昨年1名退職が出ましたので、それで1名減っているということでございます。

それからもう一点、そのリサイクルプラザができましたけれども、当然そこで全て職員が対応できればよろしいのですけれども、今回ちょっとそこまではいかないものですから、臨時職員で対応をするということで計上してございます。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 今回は臨時職員で対応するという事は、あそこにはリサイクルのセンター、ストックヤードには正職員の人は常駐というか、あそこ担当はしないということですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 リサイクルプラザ、当然担当職員は配置いたします。とあわせて臨時職員も一緒に担当するという事で考えております。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 ということは、できれば本来は来年度募集するべきだったなというふうに思うのですけれども、今後のその考えについてお聞かせください。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 今職員のほう、今回来年以降のお話でございしますが、でき得ればそういった職員は職員の採用という形で今後計画はしていきたいと思っています。それと、ただしその今回、延命化計画の中で職員をこれまで夜間勤務あったものを日勤業務で整備点検を充実するという事で、夜間業務を委託に回しておりますので、そちらのほうでの職員も全体的に調整しながら、今回はやりくりをしていくと。将来的には、やはり新たな職員というものも必要になるのではないかなというふうには考えておりますが、今後それらについては十分調整はさせてもらいたいと思います。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 8番、小山です。

前に戻りますけれども、14ページの組合債の中でごみ焼却施設延命化事業がありますよね。これについてなのですから、こちらの長寿命化計画の中でも明らかになってはいるのですけれども、

単独補修の場合は国庫補助金がつかないということなのですけれども、そのところでちょっと聞きたいのは、単独だと、その場合だけで例えばまとめてというか、国庫補助金がこの補修の場合でもつくということはあるのですか。そういった補助事業というものはあるのでしょうか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 こうした施設の補助金というお話がありましたけれども、これにつきましては、平成16年度の三位一体改革という中で、従来の補助金制度が廃止されまして、現在は平成17年度からは循環型社会形成推進交付金という制度がございます。その中で対象となる工事、そういったものは決められておまして、今回この施設の延命化の対象とする工事が該当にならないということで、単費という形になっております。

以上でございます。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 8番です。

このメーカーの工事は対象にならないということで、メーカーの工事は対象にならないというのですか。ちょっとこれは確認。

○高木隆三議長 確認をしたいわけですね。確認ですから言ってください。

○田口嘉章事務局長 メーカーの……

○8番 小山由利江議員 何の工事が対象にならないと言ったのですか。

○田口嘉章事務局長 いやいや、こういう焼却処理施設、幾つか対象となる施設というのは決められておまして、その中でここのごみ処理焼却施設、こういったところで今おっしゃるように、補助金、交付金に変わりましたけれども、その該当にならないということです。新たにそこで電気を発電するとか、いろんな条件が決められておまして、それに対しては今回対象の項目がないということでございます。

○高木隆三議長 8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 ということは、全てというか、いろいろ工夫したとしても一切延命化事業についても募集については、補助金交付の対象にはならないと。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 現在の交付金制度では、今予定しております延命化対策の工事、これらは該当となりません。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 8番です。

11ページの2款使用料及び手数料のうち2項手数料、1目手数料の1節と2節それぞれ一般廃棄物処理業許可申請手数料というのとし尿手数料の中で浄化槽清掃業許可申請手数料というのが前年

度なかったのですけれども、今年度入っているのですけれども、ということは新たに業者、処理業者の人が現在も申請するのではないかということをつかんで、ふえるということをつかんで、この中に計上されているのですか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 今の件につきましては、この許可の更新が2年ごとの更新という形になりますので、平成24年度はなくて、25年度に計上となったものです。

○8番 小山由利江議員 わかりました。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 前の決算報告にあったやつに関連するのですけれども、1炉で24時間炉を燃やすという話で4月からやりたいということなのですが、予算書を見ると休日出勤も時間外手当も別に計上されているようには見えない。いわゆる委託業者になると思うのですが、今後そのほかの組合環境センターの事業を見ていると、委託をしているところが多く見受けられて、直営でやっているところのほうは極端に少ない状況ですけれども、今後はどういう状況、延命化、長寿命化含めて傾向を知りたいと思いますので、先ほどの話にも関連すると思うのですが、もう既にできるのではないかと、日曜日もその委託費でやるということですから、ほぼ委託でやっているみたいなものではないかというふうに着目した見方をすると捉えがちだと思うのですが、どのようにお考えになっているのか、お願いいたします。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 議員さんおっしゃるように、今県内でこういった一部事務組合相当ありますが、直営でやっているのがこの組合を含めてたしか6施設、五十何施設のうちの6施設だったと思います。ちょっと今手元資料ないのですけれども、現在おっしゃるように夜間委託をするか、職員でなくてもというお話もありますが、やはり職員でなくてはやっていけない分もありますので、今後は先ほどこっと職員の採用、小山議員さんのほうからもそういった話が出ましたけれども、それらと総合的に考えながら今後そういった方向性を示していくのが、これからの課題かなというふうに思っております。

○高木隆三議長 3番、黒須大一郎議員。

○3番 黒須大一郎議員 職員も配置したいというようなお考えの中で、受け入れのほうであれば、月に1回ぐらいは住民の方の搬出も、祭日・日曜日に受け入れられないか、今後その辺も検討していただくと、身近に感じられるのではないかと。きょうも何かやっぱり年度末のせいかもしれません、大変その持ち込みのごみの方がいっぱいいらっやっていて、時間内には厳しい状況もあるので、そういう年度末、年始めとか、大きく見られるときは土日もあけていただくというようなことも可能なかどうか、今後、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 昨年10月から受け入れ、新分別の対応をいたしまして、その際に従来土曜日の受け入れが奇数の週に行っておりましたが、全ての土曜日に、午前中になりますが、受け入れをするというふうに拡大をしたところでございます。その間、昨年度の年末の状況を見てみますと、前年と比べて大分その年末の受け入れに余裕が生まれてきたという実態がございまして、つまりその年末まで待っていたものが毎週土曜日受け入れができたということで、多くの皆さん方が持ち込んでいただいたのではないかとこのように考えています。

これらについては、昨年10月に全ての土曜日というふうに拡大をいたしましたので、今後の状況を見ながらその辺については検討するようになるかと思っております。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

8番、小山由利江議員。

○8番 小山由利江議員 8番です。

18ページの13節の委託料についてお聞きしたいのですが、環境センター警備業務委託料とか、それから庁舎定期清掃業務委託料、消防用設備保守点検業務委託料、全て前年度よりも予算額が多くなっているのですが、これはなぜなのでしょう。値上がっているのかな。

○高木隆三議長 山崎庶務課長。

○山崎喜紀庶務課長 今の件でございまして、新たに4月からリサイクルプラザが開設されますので、その分が多少多くなったことが原因です。

以上です。

○8番 小山由利江議員 はい、わかりました。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

7番、大高馨議員。

○7番 大高馨議員 17ページの需用費、この中の印刷製本費643万5,000円とあるのですが、これはどんな印刷と言いましたか。どのようなものを印刷するか、印刷製本。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 先ほどの予算の説明の中で申し上げたのが、集積所への看板の設置あるいはその……それと環境センターだよりですか、ふえた分というのがその集積所への看板の設置と、それが主な増分となっております。

○高木隆三議長 7番、大高馨議員。

○7番 大高馨議員 それに関連してといいますか、今収集日程が配布されていますよね。あれ近所の人のお話を聞きますと、第1が何、第2日曜が何、日曜はないか、それが何を集めると、そういう方法で今配布されていると思うのですが、お年寄りに聞きますと、その第1、第2とかというの

はわかりにくいと。カレンダーそのものに月曜が何、火曜日は何、そのような方法をとってもらえたらわかりやすいのという話も聞いているのですが、その辺を検討する考えはあるのかどうか。

○高木隆三議長 田口事務局長。

〔「議長、ちょっと続けていいですか、もう一回」と言う人あり〕

○高木隆三議長 7番、大高馨議員。

○7番 大高 馨議員 今絵になって配布されていると思うのですが、あれ前みたいに字で書いてほしいという意見もあわせてあるのですが。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 昨年10月の新分別の際に、いろいろイラスト等を入れたもの、今お話だと思うのですが、やはりいろいろな皆さんご意見がございまして、絵のほうがわかりやすいという意見もあれば、今議員さんおっしゃるように、字のほうがわかるという意見もありますので、その辺はいろいろな皆さん方の意見をできるだけ吸い上げながら、よりわかりやすいものは常に意識して今後検討してまいりたいと思います。

○高木隆三議長 7番、大高馨議員。

○7番 大高 馨議員 了解しました。

それで、同じ17ページなのですが、施設紹介DVD作成業務委託料、これのDVDの利用方法はどのようなふうを考えているか伺います。

○高木隆三議長 田口事務局長。

○田口嘉章事務局長 このDVDの製作でございますが、現在ビデオテープでこの衛生組合の紹介ビデオ、これがございまして、今子供たちが学校、施設見学に来た際あるいは一般の方がもちろん来た際、そういったときにはそのビデオを視聴しながら説明もあわせてしておりますが、やはりそのビデオ作成からもう大分前になりますので、今回リサイクルプラザ新しくできましたので、これを機会にそのビデオを改めて製作をし直して、小学生にもわかりやすいようなそういったのも含めて、改めてこの組合の業務をより広くの人に知ってもらおうようなビデオを製作するという事で考えております。

以上でございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第5号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長 ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第1回の蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

今回のご提案申し上げました案件につきまして、慎重なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。特に平成25年度の当初予算の中で、ごみ焼却施設延命化の事業につきましてご可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

予算執行に当たりましては、職員ともども創意工夫を凝らしながら進めてまいりたいと存じますので、議員皆様におかれましては、引き続きご指導を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、閉会前のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。閉会にしてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 ご異議なしと認めます。

これをもって平成25年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時28分